

番号 全体	御意見	御意見に対する考え方
1	本手引きは標準必須特許を巡る最新動向が網羅的にまとめられており、非常に有用と 思料。	手引きの内容にご賛同いただき意見と思料いたします。
2	第四次産業革命の急速な進展にともない、異種業種間が連携したコネクテッドインダ ストリーが実現することで、情報通信分野の標準規格を利用する業界が急速な勢いで広 がっている。このような企業を取り巻く環境の変化にともない、特定の標準規格に基づく 標準必須特許の取得や利用が今後ますます高まっていくことが予想される。これまで は、情報通信分野の標準必須特許とはあまり関係がなかった業界も、情報通信分野の 標準必須特許を利用する必要性が生じており、自己の事業を実施するために、標準必 須特許のライセンス交渉にかかわっていくこととなる。その中で、本手引き案が、ライ センス交渉の進め方・ロイヤルティーの考え方の指針として機能することを期待。	
3	標準必須特許のライセンス交渉は、その交渉手順に一律な決まった手順があるわけ ではなく、個々の交渉においてその交渉経緯は異なるものであることは大前提。本手引き 案においては、標準必須特許を巡るライセンス交渉に精通していない業界や企業等 にもある一定の標準必須特許に関するライセンス交渉の進め方やロイヤルティーの考 え方の指針の例が示されたものであると位置づけられる点で評価できる。	
4	本手引きは、標準化団体にFRAND宣言したSEPのみならず、FRAND宣言してい ないSEPや商業的必須特許の紛争も想定されていること、ライセンス交渉に不慣れな中 小企業も読み手として想定されていることについて歓迎。本手引きを万人が参照し、公 平かつ合理的な紛争解決を図れることに期待。	
5	内容は緻密な調査にもとづき、権利者・実施者のバランスについても十分な配慮を行 っており、この手引きは複雑なSEPに係る様々な問題を解決する一助となるとに貢献で きると考える。	
6	特許ライセンス実務や諸外国の裁判例等を踏まえて、多くの課題について複数の考 え方を紹介されており、また、SEPに限らず特許ライセンス交渉全般に通じる示唆が多数 含まれ、体系的にもバランスの取れた内容のように感じる。	
7	SEPのライセンス交渉に関する判断基準は、各国の裁判所において既に種々示されて いるが、それらあくまで個別の事案を解決するための判断であり、必ずしもSEPライ センス実務全般に適用できるとは限らないという問題があった。今回の手引きがSEPの ライセンス実務において共通的な指針となり、紛争を未然に防止し、SEP ライセンス活 動をより円滑化することを期待。	

8	手引きとして活用されるにあたり、日本語版、英語版のいずれか一方のみが参照されるケースも考えられるため、手引きの活用にあたっては両方の記載が参照されることに留意し、日本語版と英語版との間にできる限り齟齬が生じないよう調整されたい。	日本語版と英語版は、どちらかが優先するというものではないと考えます。極力齟齬が生じないようにしておりますが、ご指摘の点を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
9	英文では、日本語の婉曲表現や主語・目的語を特定しない文章の意図を全て表現しきることは難しく、貴庁が日本語に比べてふみこんだ内容を推奨していると受け取ることができる。言語の構成・性質上、不可避な違いの平仄を一定範囲で整えるため、①和・英文に違いがある場合は和文を正とし、②英文は参照用、とすることをぜひ検討されたい。	
10	複数のテキスト(日本語版・英語版)が存在する以上、いずれかを正文、他方を参考文献として明確に示す必要があると思料。	
11	日本語版手引きのニュアンスを英語版に正確に反映させることは難しいと思われるので、日本語版と英語版で解釈の齟齬が生ずる場合には、日本語版の記載が優先する旨の注釈を、英語版に記載することを希望。	
12	SEPを巡る紛争は常にグローバルな性質を有しているため、この「生きた手引き」が世界中で参照され、信頼されるためには、今後も日本語版だけでなく、英語版もタイムリーに更新されることを期待。	
13	今後とも定期的に最新動向を手引きに反映しアップデートしてほしい。	ご指摘の点を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
14	本手引き案に例示されている判決は、地裁・高裁レベルのものであり、また、時代や環境の変化とともに判決の動向も変化するものと考えられることから、今後も最新の情報を組み入れるリニューアルを必要に応じて図ってほしい。	
15	実際の交渉においてはさらに検討すべき懸案事項は多く発生していくことが予想され、今後も貴庁においてSSOや他国特許庁、裁判所、公正取引委員会等とのより一層の議論を進め、検討を深化し、必要に応じて「手引き」のリニューアルを行うことを大いに期待。	
16	ライセンス交渉等について経験不足の者に配慮したと思われる基本的事項についての説明等も丁寧になされているため、我々弁理士が技術者に教育等を行う際にも活用しやすいと感じており、今後も継続的にアップデートが行われることに期待。	

17	<p>今後は、技術標準策定段階におけるSSOの望ましい運用等についてもまとめてほしい。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。</p>
18	<p>本手引きは公的機関が情報の乏しい分野に関して情報提供を行うものであるため、例えば、置かれている状況が手引きの記載が想定している状況と異なっているにもかかわらず、本手引きの記載内容に従った対応を相手方に執拗に求める当事者が出てくる事態が想像できる。このような事態が生じると、交渉を促進するための手引きがかえって交渉を混乱させる結果となりかねない。 そこで、本手引きに記載された実務や裁判例に関する情報はあくまで参考情報に過ぎず、自らが置かれた状況に応じて適宜参考にするべきものであることについては、重ねて強調すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、本手引きが法的拘束力を持つものでないことが明らかとなるよう、全体の記載を修正いたしました。</p>
19	<p>一般論として、裁判例は具体的な事案に関して下されるものであり、異なる事案についてはその判断が及ぶものではない。また、海外の裁判例は、その国の法制度に根差すものであり、必ずしも他国に当てはまるものではない。さらに、本手引きで引用されている裁判例は最上級審での判断はほとんどなく、下級審の裁判例が中心である。 以上からすれば、本手引きで言及された裁判例の判断事項を一般的な内容にとらえることは適切ではない。この点については明確に指摘しておくべき。</p>	
20	<p>具体的な交渉論に入る前に、まずは技術革新と標準必須特許について高所の見解を付した方がよい。交渉に不慣れな企業が本手引きを特許と標準を対立構造において読んだ場合、視野狭窄に陥ることを懸念。特許権者・利用者の全てが利己的な立場からではなく、その適切な対価と、それを誰が負担するべきかは、①あるべき社会構造の観点と、②標準必須特許ライセンス・訴訟の現実の視点、の両方から考え行動することが、大変重要と史料。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、全体の記載を修正いたしました。</p>
21	<p>標準必須特許固有の訴訟差止リスクの(一定範囲での)コントロール方法として「FRAND交渉」を軸としながら、それとは離れた交渉実務上の留意点も挙げている。読み手の立ち場からは、これら二つを明確に区別し、かつ、留意点のどの行為を、どの判例(国、裁判所)が「FRAND交渉」認定に重視したか、の相関関係を明らかにされると大変有用。 さらに、特許権者が規格必須と主張する特許であっても訴訟の結果、非侵害／無効の判決が出ていることは周知であり、特許の技術的検討・評価はライセンス取得の対応方針(含 ロイヤリティ条件)の鍵であることを補足されることで、標準必須特許問題の理解と対応がよりの確になると史料。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、全体の記載を修正いたしました。</p>
22	<p>本手引きは全体として欧米の判例の総合的な分析に基づいて記述されているが、欧米の中でも実際の差止判断の基準は国毎で差異があるため、自らが特許を実施する国の法・判例に照らしてリスク判断する必要がある。これはごく常識的なものであり、特許ライセンス交渉に慣れた当事者は当然理解しているべきことであるが、貴庁が念頭に置かれている本手引きの利用者層の幅広さに鑑み、注意喚起することを検討されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、全体の記載を修正いたしました。</p>

23	SEPの特許権者がパテントプールに参加している場合、実務上、特許権者は管理会社を通じて実施者と交渉を進めることにより効率的なライセンス活動を行っているが、実施権者がライセンスに応じない場合、特許権者が実施者を提訴するとそれまでの管理会社による交渉では「誠実な交渉」とは認められないことが懸念される。そのため、管理会社による交渉は特許権者によるものとみなされるよう、本手引きでは明記されることを強く要望。	ご指摘を踏まえて、II. A. 1. 及びII. B. 6. の記載を修正いたしました。
24	新規参入企業や他業界の企業が効果的に手引きを活用するためには、当事者間で相違する論点について、それぞれの立場の意見およびメリット、デメリットがバランスよく記載されている必要があると見料。当事者双方の意見およびメリット、デメリットを理解することにより、相互に相手方の立場を考慮した柔軟な交渉につながるものと思料。しかし、手引き案では、当事者一方の意見やメリットのみが強調されている記載があり、新規参入企業等に誤った先入観を与える懸念がある。	ご指摘を踏まえて、全体の記載を修正いたしました。
25	本手引きの各項目において、実施者が不誠実と評価される方向に働く可能性がある行為の類型の方が多用されているため、本手引きは全体として特許権者に有利な内容になってしまっているとの印象を与える。本手引きをより実施者の立場にも配慮し、特許権者が不誠実と評価される方向に働く可能性がある行為についても、実施権者についてと同レベルの分量で、双方の立場に、公平かつバランスのとれた内容としてほしい。なお、現状では裁判例等が特許権者の利益に資するものしかなく記載が難しい事項は、深く踏み込まずに、今後の状況に応じて見直すのも一案であろう。	
26	本手引き案に記載されている内容には、国内外の判例で示された客観性の高い根拠を裏付けとする記載と出展がわからない主観的な記載が混在している。判例に基づいた客観性の高い情報から少数意見による主観的な情報までが広く一様に扱われると、本手引きがライセンス交渉において悪用される懸念がある。特に、本手引き案では、サプライチェーンを支える特許保証の取扱いにも踏み込んでいることから、ライセンス交渉だけでなく、事業活動にも悪用されかねない。	ご指摘を踏まえて、全体の記載を修正いたしました。
27	手引き案では、寄せられた意見を列挙する記載となっているため、通信業界に新規参入した企業や、通信業界以外の企業、中小企業が本手引き案をどのように活用すればよいかわからない懸念がある。例えば、ロイヤルティベースとして、SSPPUとすべきかEMVとすべきか、本手引き案を参照した上で、結局どのように決定すればよいか分からない。さらに、本手引き案では、特許権者、実施者、中立な第三者のそれぞれの意見が両論併記されているが、必ずしも全ての意見の発信元の立場が記載されていない。発信元の立場が記載されていれば、新規参入する企業等は、記載された意見について、発信された立場を考慮しながらより正しい理解を得られると思料。	ご指摘の点を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。

28	<p>参考資料に掲載した判例は海外のものが多い。関連性の薄い判決例はできるだけ割愛した方が読者フレンドリー。 SEP関連の判決例のほとんどは、日本語で判例評釈や判例批評という形で公刊されている。読者の利便性を考え、それらも参考文献として参考資料に記載すべき。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。</p>
29	<p>本手引きについては、少なくとも主要都市において実務者向けに、中小企業を含めて周知する上でも説明会を開催することが望ましい。</p>	<p>本手引きは、説明会を実施するなど、適切に周知してまいります。</p>
30	<p>本手引きについては、少なくとも主要都市において、また、主要業界団体に対して実務者向けに説明会を開催することが望ましい。</p>	
31	<p>ライセンス交渉に慣れていない中小企業にとっては、レベルが高すぎるのではないかと懸念がある。契約の法的意味及びハードな交渉について経験のない中小企業がほとんどである現状において、そのような中小企業にも役立つことを目指すのであれば、手引きの内容を理解するためのステップを示しつつ、弁護士への依頼を勧めることが必要ではないかと思料。</p>	<p>中小企業の方々にもご活用いただけるよう、適切に周知してまいります。</p>
32	<p>本手引き案は標準必須特許のライセンス交渉の進め方等について全体が網羅されて詳細に記載されているが、中小企業等にとっても全体の概要が容易に把握できるような概要版を別途作成されることを期待。</p>	

番号	御意見	御意見に対する考え方
I. 本手引きの目的		
A. 標準必須特許を巡る課題と背景		
33	<p>「特許」と「標準」との間に緊張関係が生ずる場合があったとしても、一般には両者が相反する要請に対応するとは言えない。むしろ、技術の振興という共通の目的を目指すものと認識。但し、権利者にとって標準に参画するインセンティブが十分に働かない場合若しくは実施者が安心してライセンスを受けられない場合のように権利者と実施者とのバランスを欠く場合に、「特許」と「標準」との間に緊張関係が生じると思料。</p>	
34	<p>「特許」と「標準」との間に緊張関係が生ずる場合があったとしても、一般には両者が相反する要請に対応するとは言えないと考える。むしろ、技術および産業の振興という共通の目的を目指すものと認識。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、I. A. の記載を修正いたしました。</p>
35	<p>SEPと標準化の関係は、「基本的に相反する要請に対応するもの」ではなく、むしろ社会の技術発展のために互いに協働する関係にあると思料。また、本手引き(案)は、円滑なSEPライセンス交渉やSEPを巡る紛争の早期解決を図るだけが目的ではなく、それを通じて、SEPと標準化とのバランスをより適切なものとするのも目的としていると思料。</p>	
36	<p>標準化団体においてFRANDに関するポリシーが整備されるとともに、最近の裁判例の蓄積により、「ホールドアップ」の脅威は実質解消されてきていると思料。現に「ホールドアップ」の問題が生じた事実は見当たらない。不誠実な実施者による「ホールドアップ」の概念を利用した特許権の効力を制限するような動きを抑えるためにも、脅威が実質的に解消されていることを明示すべきと思料。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、既にI. A. に記載されており、原文を維持したいと考えます。</p>
37	<p>「いわゆる『ホールドアップ』の懸念に対しては、各国の裁判例は、SEPによる差止請求権の行使が認められるのは限られた場合であるとの考えに収斂してきています。」との説明がなされているが、FRAND宣言がされていない標準必須特許に関してまで、そのように言い切ることが適切かは疑問が残るので、対象をFRAND宣言がなされた標準必須特許と明記することを検討されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、I. B. の記載を修正いたしました。</p>
38	<p>「SEPに関する紛争が増加していきました」について、紛争自体の増加を客観的に示すデータが存在しないのではないかと記載ぶりを検討されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、I. A. の記載を修正いたしました。</p>

39	SEPに係る研究開発投資の回収を意識したルール等の整備が必要な背景として、標準技術として広く普及されることに資する技術を各特許権者が積極的に標準化団体に提案できるようにすることで、一般利用者を含む標準技術利用者の利便性を最大限高めることができると考えており、本手引きにおいても、その点を明記すべきと史料。	ご指摘を踏まえて、I . A. の記載を修正いたしました。
40	本手引きにおいては、「SEP」や「SSO」という用語を用いているが、これらの実務に明るくない者からすれば、具体的に何を対象としているか分かりにくいと思われる。そのため、SEP やSSO に関し、どのような規格や団体が念頭に置かれているのかを具体例を挙げて説明をすることを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
41	脚注1について、特許の有効性、侵害性(規格必須か否か)を考慮しない上、実施者に供託を要求しているHuawei対ZTEに基づく、特許権者の利益に資する傾向にある欧州委員会のコミュニケーションを「一般的」とすると、SEPへの知見がない者に誤解を与える懸念がある。 欧州司法裁判所のHuawei対ZTEの枠組みを一般的に有用と言及している箇所も同様。	ご指摘を踏まえて、全体の記載を修正いたしました。
42	同業者同士の場合にクロスライセンスが成立しやすいことやライセンス交渉が事業開始後に行われてきたことに同意。	手引きの内容にご賛同いただき意見と史料いたします。
43	「事業開始後に必要に応じてライセンスを行う慣行が定着」していたと断言できるほどの明確な根拠があるのか不明。書きぶりを検討されたい。	
44	通信業界の企業同士においても、製品の販売規模や保有する特許のポートフォリオに応じて標準必須特許のライセンスに対する考え方は大きく異なっており、必ずしも通信業界の企業同士であれば標準必須特許のライセンスに関する考え方を共有しているとはいえないと思われる。通信業界に属する企業であれば標準必須特許のライセンスについて同じような対応をしていると誤解が生じかねないので、そのような誤解が生じないような記載を検討されたい。	
45	「当事者間でライセンス料率についてある程度共通の相場観が共有されて」いたとの点については、必ずしもそのようには言えないケースも多い。交渉の入口で相場観の共有に時間をかけるよりも、そのプロセスを棚上げし、お互いにライセンス受諾を希望する特許を指定し合っ、クロスライセンスによって特許の価値を相殺して決着させる方が同業者間であれば効率的なことが多かった、というのが実情。 異業種間に比べて同業者同士の方が特許に対する評価基準を共有しやすく妥当なライセンス条件に落ち着きやすいことと、同業者同士であれば相場観の共有を回避してクロスライセンスで決着する選択もしやすいこと、の2つが同業者間におけるライセンス交渉の特徴であり、それゆえに、標準策定後、事業が開始してからのライセンス交渉でも重大な問題が生じる可能性は総じて低い、というのが実態のように思うので、そういった記載ぶりの方が好適。	ご指摘を踏まえて、I . A. の記載を修正いたしました。

46	ライセンス料率の相場観の相違は、様々な業種の企業がSEPに関連した事業に参入したことが主な原因であって、PAEの存在は直接的な要因ではない。	ご指摘を踏まえて、I . A. の記載を修正いたしました。
47	PAEは、NPEより特許を攻撃に活用する主体であると認識。本手引きでは、PAEよりはNPEを挙げた方がより適切であると思料。	NPEは研究開発を行う主体も含まれるため、PAEの方が趣旨に沿うので、原文を維持したいと考えます。
48	NPEの方がPAEより上位概念で、PAEはNPEに含まれるが、より特許を攻撃に活用する事業体であると認識。本手引きでは、PAEのみならず、上位概念に相当するNPEを含めた方が趣旨としてより適切であると思料。	
49	IoTの浸透に伴い、様々な業種の企業が情報通信分野における標準規格を利用するようになってきているが、この事実とこれらの企業がSEPのライセンス交渉に関わってくるとは必ずしもつながっていないと思料。サプライヤが特許権を処理することにより、自動車等の最終製品メーカーやサービス業界は、ライセンス交渉の当事者とはならない状況もありえる。例えば、自動車業界では、最終製品メーカーである自動車企業は、サプライヤが権利処理を担っているこれまでの商慣習を強調している。適切なサプライヤが権利処理を行う現在の商慣習を続けることにより、SEPを巡る紛争の範囲を必要以上に広げないことが紛争の未然防止や早期解決につながると思料。 しかしながら、今回の手引き案には、通信業界以外の業界をライセンス交渉に巻き込むことを啓発する記載が見られる。このような記載は、様々な業種の企業が安心してSEPを利用することをためらわせ、IoTの推進を妨げることになる懸念がある。一様に広く誰でもライセンス交渉の候補となることを強調するよりも、紛争の当事者となる範囲を広げない解決方法もあることを示すべき。	I . A. の記載はご指摘のような紛争当事者の範囲を広げる趣旨のものではありませんが、ご指摘を踏まえて、I . A. の記載を修正いたしました。
50	「例えば、SEPの特許権者たる通信業界の企業に加え、自らはSEPを保有しない自動車等の最終製品メーカーやサービス業界もSEPを利用する必要が生じ、ライセンス交渉に関わってくることとなります。」という記載について、「自動車等の最終製品メーカーやサービス業界」でもSEPを保有している企業は存在しており、読み手に誤解を与えるおそれがある。	ご指摘を踏まえて、I . A. の記載を修正いたしました。
51	インフラ業界も情報通信分野における標準規格必須特許を実施するものと思料。	ご指摘を踏まえて、I . A. の記載を修正いたしました。
52	手引き(案)には、IoTの普及について言及されているものの、具体的な記述箇所が分散していて、リスクの全体像が理解しづらくなっている。最終製品メーカーに対して通信機能のライセンス料が高くなる可能性を周知し、早急に対応策を講じることを促すことが喫緊の課題であると思料。よって、これらを包含するパラグラフを追加されたい。	ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。

53	<p>交渉期間は製品ライフサイクルではなく、交渉内容に応じて変わるものであり、特に特許権者が多数の特許権を用いてより多額のライセンス料を期待して技術に知見の無い最終製品メーカー等を狙うことが見込まれるIoT分野においては、交渉がより長期化することは想像に難くない。また、FRAND宣言により実施許諾することを表明していること、実務上SEPライセンス交渉は元々時間を要すること、製品ライフサイクルの短期化に伴う開発投資の回収懸念は特許権者だけの事情に過ぎないことからすれば、製品ライフサイクルの短期化は、早期解決の理由付けにすべきでない。SEPライセンス交渉は、製品ライフサイクルにかかわらず、特許権と実施品との関係を明確化し、十分な議論をすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、I. A. の記載を修正いたしました。</p>
54	<p>「SEPのロイヤリティは標準規格に関するSEP全体件数に占める特定の特許権者の保有する割合に応じて算出される実務などを背景に」という説明を主とすることは、現場実務から乖離している印象を受ける。この種の権利者が存在するとしても、それがメインの理由ではない。悪意を有しなくても、そうなってしまう仕組み上の問題がメインとなると認識。一方、SEPと判断されると差止が基本的に認められず、一件あたりのロイヤリティが低くなる事などを背景に、むしろSEP宣言を避けたい権利者も存在すると言われている。</p>	
55	<p>SSOといってもその種類や性質は多岐に渡るので、一括りにして論じることは困難であり、また、種々の誤解を生むおそれがある。「出願中の特許や規格の実施に必須ではない特許についてSEPであると宣言する実態」、「SSOは確認せず」、「第三者の確認を経ることもありません」等々とあるが、これらの記載はSSOに対してかなり批判的なニュアンスと受け取られうるように感じる。いわゆる適時開示義務に関する運用の結果として得られる必須宣言特許リストを、宣言の事実としてそのまま公表する立場のSSOの認識と、実施者側の必須宣言特許リストに対する期待とのズレについて整理する必要があると感じており、リストの精度等について種々の要求をすることは、SSOにとって酷な面があると思料。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、I. B. の記載を修正いたしました。</p>
<p><b>B. 本手引きの位置づけ</b></p>		
56	<p>「本手引きは、これに従って交渉すればロイヤリティが自ずと決まるという『レシピ』のようなものではなく、合理的なロイヤリティを決めるための考慮要素を示すもの」という記述があるが、全く同感である。ロイヤリティはビジネスのさまざまな実態のなかで一律に確定するものではなく、多様なビジネス関係のなか、あるいは締結時期ごとに異なる場合が少なくないことは、実務に携わるものであればよく知っている。</p>	<p>手引きの内容にご賛同いただく意見と思料いたします。</p>
57	<p>ライセンス料率については、一部に目安となる具体的な数値の公表等に期待する声もあるが、個々の事業者間の1対1の交渉によって定められるべきものであるという原則的立場を取った点について賛成。ケースバイケースであり一概に論じることは難しく、実務への影響が大きい部分なので、十分な裁判例等の蓄積を待ってからとすべき。</p>	

58	<p>特許権者が認知しない状況で標準規格の必須特許になっている場合、若しくは、特許権者が標準化団体に対して明確にライセンス拒否宣言を出している標準必須特許は、FRAND義務が課せられていないため、このような場合にまで本手引きの対象とすることは、特許権者への過渡な制限になると考えられる。一方で、標準必須特許に係る技術が社会インフラまたはそれと同視し得る程に広く普及しているようになった場合には、本手引きの対象とすべきという意見もある。</p> <p>商業的必須特許については、SSOのIPRポリシーに依存するが(IPRポリシーにて商業的必須特許に関する取り決めがないSSO(例: ESTI)もある)、とりわけ、英文手引き(Guide)の表現からは、SSOの規約に関わらず、当然に手引きの適用があるかのような印象を受ける。</p>	
59	<p>「FRAND宣言されていないSEP」や「商業的必須特許」についても参照し得るものと考えられる旨の記載があることは高く評価する。しかし、商業的必須特許に関して、コストが高く割に合わないという理由だけの特許は回避することが可能であり、そこまで含めるべきではない。</p>	ご指摘を踏まえて、I . B. の記載を修正いたしました。
60	<p>Huawei対ZTE事件判決の射程はFRAND宣言のあるSEPIに限られるというのが我々の理解であり、それ以外の特許に対してはHuawei判決に基づくプロトコルが直ちに適用できるわけではないという点は留意が必要と思料。交渉の内容、目的次第では場合によってはそれ以外の特許を結果的に解決することは実務では起こり得るが、ここで本手引きの前提を拡大する利益は、手引きの利用者の混乱をしのぐものではないと思料。</p>	
61	<p>どのような交渉が合理的かは事案によるところが大きく、必ずしも本手引きの適用が適切ではない場面も多く存在すると考えられる。本手引きにおいて、実務では常にこのような交渉がなされている、あるいはこのような交渉をすべきだと記載していると誤解されないようにしなければならない。そのためには、標準必須特許のライセンス交渉については、多種多様な状況があり得、状況によっては本手引きの記載が妥当しない場面も存在することを「本手引きの位置づけ」の箇所等において積極的に記載すべき。</p>	ご指摘を踏まえて、I . B. の記載を修正いたしました。
62	<p>誠実に交渉しているかどうかの判断は主観的なものであり、実際、特許権者からみた誠実な交渉と、実施権者からみた誠実な交渉とは一致しない。このため、誠実に交渉しているかどうかをみきわめるためには、交渉毎に個別に、複数の考慮要素を踏まえつつ、交渉プロセス全般を、総合的に判断する必要がある。つまり本手引きに記載されている必要な交渉プロセスを形式的に踏んでいるというだけでは、誠実に交渉しているかどうかを判断することはできないことに触れてほしい。</p>	
63	<p>本手引きが意図する以上に過渡に本手引きに依拠され得ることを考慮して、記載ぶりを検討されたい。</p>	ご指摘を踏まえて、I . B. の記載を修正いたしました。

64	引用された判例中、特に重要と思われるものは上級審の審理を待っている状況。加えて地裁(一審)レベルでは依然としてそれまでの理解を超える判決が出ることもある状況。従って、ぜひ継続的な見直しの具体策を記載してほしい。この時点で補筆の時期や方法を記載することが困難なのであれば、計画でも問題ない。いずれの選択をする場合でも、実務対応には専門家の意見を都度確認するよう、目立つ場所に判り易く書かれると意図せぬ利用の防止になると思料。	ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。また、専門家からの助言については、I . B. の記載を修正いたしました。
----	---	--

番号	御意見	御意見に対する考え方
<b>II. ライセンス交渉の進め方</b>		
<b>A. 誠実性</b>		
65	「FRANDには、(1)交渉プロセスと、(2)ライセンス条件の二つの意味があります。」で「意味」の部分は「側面」の方が適切。	ご指摘を踏まえ、II. A. の記載を修正いたしました。
66	「規範を設定しようとするものではない点も重要だが、その一方で、本手引きが形式的に利用されるのも困る。この両面があることを明記すべき。	
67	「誠実性(またはFRAND)」の認定はそもそも共通基準の必要性からして、各国間、あるいは同一国の裁判所間、または各訴訟の争点次第で、異なった考えが示されている。想定される読み手の誤解あるいは手引き内容の誤用を避けるため、①記載の行為は現時点で表面化した判例からの分析であり、記載以外の行為が認められない趣旨ではないこと、②裁判所あるいは裁判地次第で認定基準が異なることへの明確な言及が有用と思料。	ご指摘を踏まえ、II. A. の記載を修正いたしました。
68	ライセンス交渉の在り方は、事案によって大きく異なるのであり、全ての交渉において全ての論点が問題になるわけではないことを明記することを検討されたい。	
69	ライセンス交渉の最終目的は適切なライセンス条件の決着とあるが、交渉の結果、不実施、ライセンス不要となる場合もあるところ、ライセンスを受けることありきの記載は避けるべき。	ご指摘を踏まえ、II. A. の記載を修正いたしました。
70	ライセンス交渉の各段階(1~5)での整理はCJEUはじめ世界中の議論とも合致しており、ピンポン形式での交渉となる。その意味で図が挿入されていれば一層わかりやすいだろう。	ご指摘を踏まえて、概要資料等に対応していきたいと考えます。
<b>1. 特許権者がライセンス交渉のオファーをする段階</b>		
71	特許権者が実施者に対して立証すべき事項を(1)(2)(3)として例示されているが、まず(1)に特許権者による侵害立証の基本的な立証方法を記載すべき。不法行為に基づく損害賠償請求の原則として、損害の発生を主張する者が立証責任を負っており、被疑製品と特許権の請求項との対応関係は損害発生立証の中心をなすもの。この原則を(1)に記載した上で、(2)以降に、判例によっては標準規格とSEPの請求項との対応関係を示す資料が求められる旨を記載するのが良い。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
72	特許権者が提示する資料について、クレーム文言と規格書の対応部分を説明する書面や図面でも必須性の根拠になり得、クレームチャートが必須とは言えない。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。

73	<p>重要なことは、「交渉当初の段階で、SEPの請求項内容が標準規格や実施者の製品に対応することが実施者にとって理解できるような情報提供を行うこと」であることを指摘するべきであり、クレームチャートはその一手段であるに過ぎず、個別具体的事案に応じて情報提供の方法を検討すべきとの趣旨で説明することが適切であると思料。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。</p>
74	<p>①「FRAND宣言した書面」は、自身が必須特許を保有し若しくは保有する可能性があることを主張しているに過ぎず、必ずしも「SEPの必須性を示す資料」ではないことから、「SEPの必須性を示す資料」という表現は適切ではないと思料。②SEPの必須性は、特許の請求の範囲と規格書との関係を示すクレームチャートで示していること、③ライセンス交渉のオファーの最初の段階から「FRAND宣言した書面」を提示する実務実態は必ずしもないことから、現在の産業界の実務から乖離している印象を受ける。尚、交渉の過程の中で「FRAND宣言した書面」を提示することはあり得る。</p>	
75	<p>FRAND宣言した書面は、FRAND条件でライセンスする意思を示す書面であり、SEPの必須性を示す書面ではなく、交渉開始の場面で、FRAND宣言した書面を実施者へ提示する実務はみられない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。</p>
76	<p>SSOIに対するFRAND宣言は、宣言者がSEPであると信じる特許について宣言されるものであり、対象となる特許が必ずしも必須であるとは限らず、「SEPの必須性を示す資料」とはなりえないと思料。また、同書では包括宣誓等で具体的な特許番号が示されていない場合もある。FRAND宣言を行った事実を示す資料としての意味性はあるやもしれないが、通常SEPを権利行使する特許権者はFRAND義務に従うことを約して交渉にあたるケースがほとんどであり(調べればわかることなので隠す意味もない)、上記書面を入手して提示すること/提示されない場合に求めることは、当事者双方にとって特段意味のないステップになるのではないかと思料。</p>	
77	<p>特許権者が提示する資料について、ドイツの裁判例1件のみに依拠して、「必要があります」と断定することには妥当性がないと思料。実際に、上記資料の提示や立証が、全てのライセンス交渉において必ずなされているわけではない。</p>	
78	<p>ライセンス交渉のオファーに関し、「標準規格や製品と、SEPの請求項との対応関係を示す資料」と「SEPの必須性を示す資料」の提示が必要とされているが、全ての交渉においてこれらの資料が必要かは疑問が残る。これらの資料の提示については、「実施者が望む場合は」等といった限定を付すことを検討されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。</p>

79	脚注6について、実施者からライセンス交渉を持ちかけた場合に、特許権者からライセンス交渉を持ちかけた場合と同等の対応(提示する資料の内容、応答期間等)を求めると、特許権者若しくは実施者のそれぞれに過度の負担を強いる場合があるかもしれない。そのように誤認されないよう、記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. の記載を修正いたしました。
80	パテントプールでは、特許権者自身ではなく、ライセンス会社がライセンス交渉のオファーをするので、これを含めるよう記載ぶりを検討すべき。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
81	クレームの用語と標準規格書の用語との対応づけには通常、解釈が介在し、その解釈が争点になるのが実務実態であるという意見が多い。そのため、秘密保持契約を締結した上でクレームチャートを提示することが通常と考えている権利者が多い。一方、実施者側では、クレームチャートに機密情報が含まれていない場合にまで、当然に秘密保持契約の締結を強制されるものではない。記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
82	「クレームチャート」と言うと、機密情報を含むものを想起するため、秘密保持契約を締結しないで提示することは実務上考えにくい。一方で、クレームチャートとまではいかない、クレームの各構成要素が規格書のどの箇所に該当するかを示す程度のものであれば、秘密保持契約を締結しなくても提示し得ると思料。	
83	特許権者がクレームチャートに関し秘密保持契約の締結を求めるのは、説明の中に機密情報が含まれているというよりは、クレームチャートにおいて示される、特許と規格との対比に関する特許権者の考え方をみだりに第三者に口外されたくないという意味合いが強いと考えられる。現在の記載によると、説明の中に厳密な意味での機密情報を含むものでなければ、秘密保持契約を締結する必要がないようにも読めるので、記載を修正することを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
84	クレームチャートの内容と秘密保持契約の要否について、より明確な説明をすることが望ましい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
85	クレームの各要素・用語と規格書との対応づけには解釈が介在し、その解釈が争点になることが実務上は多い。そのため、秘密保持契約を締結した上でクレームチャートを提示することが通常。「クレームチャートに機密情報が含まれていないにもかかわらず」という場合が現状の実務では想定しにくいと思料。	当事者の主張のバランスの観点から原文を維持いたしますが、ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
86	「クレームチャートに機密情報が含まれていないにもかかわらず、クレームチャートを提示する条件として実施者に秘密保持契約の締結を強制することは、不誠実と評価される方向に働く可能性」について記載している点は歓迎。	手引きの内容にご賛同いただき意見と思料いたします。

87	脚注11について、ミスリードしないためにもオプション機能についての判断にも言及する方が適切ではないかと思料。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
88	クレームチャートという文言は、一般的に、全ての構成要件についての対応関係を記載した文書を指すものと思料するが、提示が望まれる内容は提示される側の技術的背景等に応じてケースバイケース。例えば、同業者間では、技術的にポイントとなる構成要件に絞った書面とする方が双方にとって分かり易い事案も多数あり、特に標準規格の策定に関わった事業者同士の場合には、技術的背景や規格の内容が十分理解できているため、対応する章番号等の提示で足りるケースも多々ある。 交渉に当たっての形式的な部分に手間や時間をかけたくないケースも多いため、全ての構成要件について説明したクレームチャートの提示ありき、といった解釈にならないように、このような点にも是非一言触れてほしい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
89	クレームチャートに記載されるクレームの構成要素や用語と標準規格書の記載との対比そのものが多くの場合、機密情報である可能性があるため、実施者が秘密保持契約の締結を拒否しようとする場合に、クレームチャートがすでに公に開示されている事実等、クレームチャートに機密情報が含まれていないことを示さない限りは、不誠実と評価される可能性があると思料。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
90	クレームチャートについての説明があるが、その前提として、ある行為が特許権侵害を構成する要件について説明する必要があるのではないか。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
91	クレームチャートについて、特許権者が標準規格だけでなく実際に製造している製品と特許の請求項との対応関係を示したクレームチャートを提供する場合もある旨の記載があるが、特許権者が被疑製品と特許権の請求項との対応関係を立証することが原則。例外的に標準規格との関連を示せば足りる場合もあるのは事実だが、原則と例外が明確に分かるよう記載すべき。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
92	客観的に必須であることを示す資料がライセンス交渉を円滑に進めるうえで有益であると両当事者が同意した場合にそういった訴訟外の手続きが取られることが一般的なので、その点を明記されたい。	ご指摘の趣旨は、既にII. A. 1. に記載されており、原文を維持したいと考えます。
93	合理的な検討期間を考慮せず期限を設定したオファーをしたり、ポートフォリオの内容(ポートフォリオがカバーする技術、規模、件数、地域など)を開示しないことも、不誠実と評価される方向に働く可能性があると思料。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
94	警告書の送付の有無にかかわらず、実施者が、特許権者がSEPを保有している事実を現に知っている場合には、必ずしも特許権者が不誠実であると評価されない可能性もあると思料。	当事者の主張のバランスの観点から原文を維持いたしますが、ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。

95	「十分に開示しない」について、「十分に」のような程度を表す副詞を用いた場合、1つでは不十分なのか、10あれば十分なのかという議論が生じ得る。記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
96	機密情報を含むクレームチャートの提示にあたっては、特許権者が秘密保持契約の締結を求めることはビジネスの慣習として一般的であるため、特許権者が不誠実であると評価される方向に働く可能性があるのは、あくまで機密情報を含まないクレームチャートの提示であるにもかかわらず秘密保持契約の締結を強要する場合には限られるべきと 思料。	
97	クレームの用語と標準規格書との対応づけには解釈が介在し、その解釈自体を機密情報と考え、クレームチャート提示の条件として秘密保持契約の締結を要求されることが実務上多いと言われているが、一方で、クレームの各構成要素が規格書のどの箇所に該当するかを示す程度のクレームチャートであれば、秘密保持契約を締結しなくても提示し得ると考えられる。このように、一括りに「クレームチャート」と言っても、記載の程度によって、機密情報が含まれる場合と含まれない場合があるので、クレームチャートを一切提示できないと主張するケースをクレームチャートに機密情報が含まれていない場合に限定すべき。	ご指摘を踏まえ、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
98	クレームチャートの提示にあたり、秘密情報の開示を含む場合には秘密保持契約の締結を求めることは合理的なため、秘密情報を開示しないにもかかわらず秘密保持契約の締結を求める場合のみ不誠実と評価される可能性が高いことを明確にした方が良いと 思料。	
<b>2. 実施者がライセンスを受ける意思を表明するまでの段階</b>		
99	外国の裁判例に依拠した部分について、本手引き案において、特許権者に求められる行為については、「必要があります」といった断定的な記載とする一方で、実施者に求められる行為については、「見解があります」といった例示的な記載とする等、全体として、バランスを欠いているように見えるので、使用する表現についても慎重に検討されたい。また、ライセンスを受ける意思の表明は、必ずしも議論が完了するまでなされないわけではなく、議論がある程度進展した段階でなされることが一般的である一方、本手引き案の表現では議論が終わった後になされることが一般的であるかのように読み取れることから、修正を検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。
100	ライセンスを受ける意思表示については、留保を付した上で意思表示することを勧めるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。
101	実施者の対抗手段に関し、実施者が情報提示すべき内容に、「特許の必須性を否定する根拠となる技術情報」を追加することを検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。

102	「(1)実施者が侵害していないという主張について特許権者が検討するために必要な製品やサービスに関する技術情報」の提示が有益である旨の記載がある。しかしながら、本来、特許権と製品との対応付けの挙証責任は特許権者にあり、司法の場においても、当該挙証責任を特許権者から実施者に転換することは極めて稀。また、製品情報は極めて重要な営業秘密であり、守秘義務を課したとしても簡単に開示できるものではない。加えて、SEPの紛争が多い情報通信分野は、実施者に製品への知見が無い場合も多い。したがって、本手引きで、実施者による製品やサービスの技術情報の開示を推奨すべきではない。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。
103	応答に数ヶ月以上かかることも実務上はある。一方で、遅延戦術は厳に諫めるべき。この両者のバランスを取るべく、記載ぶりを検討されたい。	
104	「数カ月」が最長のように読めるが実際の交渉は誠実に進んでも数年かかることがある。	
105	合理的な応答期間について、数カ月を超えた場合には誠実性に疑義がつくと読める記載は避けるべき。数千件のSEPを保有する大手法人もあり、検討特許を絞り込むとしても数カ月以内に応答することは不可能。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。
106	「数カ月」について、例示的表現ではあるものの、実施者がライセンスを受ける意思を表明するのに必要な合理的な期間は、せいぜい長くとも数カ月程度とも読めてしまうところ、実務的にはそれ以上の期間を要する例も数多い。	
107	特許の数、技術の複雑さ、実施者の技術的知見のレベル等が応答期間の評価に際してある程度考慮されるべきであることは理解できるが、第三者の外部専門家も多数存在する現状では、技術的知見のレベルが低いこと等は応答期間に猶予を持たせる積極的な根拠とはならないと史料。	ご指摘の点を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
108	合理的な応答期間について、この判断を企業自身が行うことは困難を伴い場合があることを明記し、弁護士への依頼を勧めることが必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、I. B. の記載を修正いたしました。
109	合理的な応答期間については、本手引きが示すような各事情によって異なることに加えて、期間の長短(例:数か月)の一事を以て決せられるものでないことを追記しておくべき。	ご指摘を踏まえ、II. A. の記載を修正いたしました。
110	合理的な理由があれば応答期間が長くなっても許容され得るべき。一方で、遅延工作は誠実とは言えない。という流れの方がバランスを保てるのではないか。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。

111	侵害立証の方法が標準規格文書と特許クレームとの対比である場合には、クレーム解釈は詳細に関わらず公知情報に関する解釈であり、秘密情報とみなされるべきではない。クレーム解釈は損害発生の立証の中心をなすものであり、この部分を秘密情報とすることで後の主張変更を許す(裁判での立証を含む)ことは、特許権者の恣意的な権利主張を許すものであり、法目的に合致しない。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。
112	秘密保持契約の締結を拒むことだけでなく、秘密保持契約の締結に前向きな姿勢を見せつつも、秘密保持契約の条件について不必要に交渉を繰り返すことで不当に交渉を遅延させることも不誠実と思料。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。
113	「(5)実質的に内容のない回答を繰り返す」について、実施者がカウンターオファーをした後の段階では、特許権者がカウンターオファーを拒否してすぐに裁判・ADRに進むことは少なく、両者により交渉が行われる場合が多いと理解。この段階で合意に達することができないと、双方が同じ主張を(実質的に新たな内容の無い主張を)繰り返すこととなることが多いと思料。上記(5)は、そのような場面について述べているのではないことを明確にし、さらに「実質的に内容のない回答を繰り返す」場合とはどういう場合を想定しているのかを例示してほしい。	ご指摘の点を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
114	他にライセンスを取得していない者が存在するか否かは、その他の理由の有無にかかわらず、実施者がライセンスを取得しないことの正当な理由とはならないことを明確にすべきと思料。	
115	「(6)他にライセンスを取得していない者が存在することのみをもって、ライセンスの取得を頑なに拒む」について、本件に該当する一形態として、複数のライセンシーによる連携・結託や集団交渉の要求がありうる、と考えており、後続の解説部分において、その点に一言触れてほしい。 異業種間のライセンス交渉では、ライセンシー候補となる全ての同業者が同じ立場となるため、特に、横並び意識の強い業界では協調行動の増加による紛争の長期化を懸念。基本的事項として、ライセンス交渉は、ライセンサーとライセンシーが1対1で個別に行うことが原則である点についても言及してほしい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。
116	「(6)他にライセンスを取得していない者が存在することのみを持って、ライセンスの取得を頑なに拒む」について、複数の実施者が通謀して、ライセンスを受けないようにしようとする可能性があることを明示的に指摘してほしい。	
117	実施者が不誠実と評価され得るのは、特許権者による実施者が特許権を侵害していることを立証する義務が果たされた場合であることを明記すべき。当該前提の記載がないと読み手に誤解を与えかねないことを懸念。	当事者の主張のバランスの観点から原文を維持いたしますが、ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。

118	「速やかにライセンスを受ける意思を表明しないことをもって直ちに不誠実と評価される方向に働くことにはならない」と考えられるとする根拠が明確ではありませんので、そういった場合もあるといった表現にとどめるべきと思料。さらに、他の項目においては、ドイツ等の裁判例等を根拠に一般論として表現している一方で、St. Lawrence v. Vodafone and HTC(ドイツ、地裁、2016年)の裁判例のみ、「一部」といった表現を用いて、あたかも限定的なケースであることを印象づけているのは、バランスを欠いていると言わざるを得ない。	ご指摘を踏まえ、II. A. 2. の記載を修正いたしました。
3. 特許権者がFRAND条件を提示する段階		
119	「具体的な根拠を示す必要があります」について、ここでは、一般に「誠実な交渉態度」と認められやすい交渉のあり方を例示的に説明しているため、規範として解釈されるおそれを軽減するため、記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 3. の記載を修正いたしました。
120	特許権者がFRAND条件によるライセンス条件を提示する以後の交渉過程では、特許権者、実施者双方の秘密情報の開示が行われることが一般的に想定されるにも関わらず、秘密保持契約の締結の要否については示唆が見当たらないので、追記されたい。	II. A. 3. において、参照先として秘密保持契約の項目を記載しており、原文を維持したいと考えます。
121	実施者の取引相手も特許の侵害行為をしているような場合には、特許権者がその取引相手に対して警告書を送付したとしても、それは正当な権利の行使に該当する可能性があるため、そのことを持って、不誠実と評価される方向に働くとは言えないと思料。	
122	脚注28の事件は、警告書一般を射程範囲としたものではなく、FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対する差止請求権の行使との関係で判断を示したものの。脚注28の事件が、警告書一般を射程範囲とする判例があるかのような誤解を与える恐れがあるので、本文の記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 3. の記載を修正いたしました。
123	「明らかに不合理」という言葉は、交渉上主張が簡単で、実施者側のホールドアウトを招きやすい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 3. の記載を修正いたしました。

4. 実施者がFRAND条件のカウンターオファーをする段階		
124	特許権者が提示したライセンス条件がFRAND 条件であることの情報提供を十分にしていけない場合には、実施者においてカウンターオファーをする前提として、必要な情報提供を求めることができる旨を追記することを検討されたい。	ご指摘の趣旨は、既にII. A. 4. に記載されており、原文を維持したいと考えます。
125	「(1)実施者が提示するロイヤルティがどのように算出されたのかについての説明」について、p.10の「(1)特許権者が求めるロイヤルティがどのように算出されたのかについての説明」と同様のかっこ書きを入れた方が、バランスが良いと思料。「(2)」についても同様。	ご指摘を踏まえ、II. A. 4. の記載を修正いたしました。
126	応答に数ヶ月以上かかることも実務上はある。一方で、遅延戦術は厳に諫めるべき。この両者のバランスを取るべく、記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 4. の記載を修正いたしました。
127	「数カ月」が最長のように読めるが実際の交渉は誠実に行っても数年かかることがある。	
128	合理的な応答期間について、数カ月を超えた場合には誠実性に疑義がつくと読める記載は避けるべき。	
129	「数か月」について、例示的表現ではあるものの、実施者がカウンターオファーの提示を行うまでの合理的な期間は、せいぜい長くても数カ月程度と読めてしまうところ、実務的にはそれ以上の期間を要する例も数多くある。	
130	合理的な応答期間について、この判断を企業自身が行うことは困難を伴い場合があることを明記し、弁護士への依頼を勧めることが必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、I. B. の記載を修正いたしました。
131	合理的な応答期間については、本手引きが示すような各事情によって異なることに加えて、期間の長短(例:数か月)の一事を以て決せられるものでないことを追記しておくべき。	ご指摘を踏まえ、II. A. の記載を修正いたしました。
132	実施者による明らかに不合理なカウンターオファーの提示は、実質的に交渉の遅延行為と考えられるので、不誠実と評価される方向に働く可能性がある行為として追記すべきと思料。	ご指摘を踏まえ、II. A. 4. の記載を修正いたしました。
133	実施者が不誠実と評価される方向に働く可能性がある行為にも、「明らかに不合理な条件を最初に提示する」を追加した方が、バランスが良いと思料。	

134	「差止めのリスクを最小化する観点からも、実施者は、特許権者に対し、具体的なFRAND条件の提示を速やかに促すことが望ましいと考えられます」との記載があるが、実施者側から特許権者に対して条件提示を早くするように促すことは現実的でない場合も多いと思われるので、当該記載については削除を検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 4. の記載を修正いたしました。
5. 特許権者による対案の拒否と裁判・ADRIによる解決		
135	交渉が決裂した場合のみについて記載されているが、交渉が決裂する前の過程についても、手引きとなる考え方を示してほしい。特に、交渉が行き詰まったものの、いずれも訴訟提起等を行うことなく長期間が経過したときに、一方あるいは双方の姿勢を、不誠実と判断すべき場合、逆に不誠実と判断すべきでない場合があれば、それらをできるだけ明確に示してほしい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 5. の記載を修正いたしました。
136	特許権者が実施者によるカウンターオファーの受入れを拒み、交渉が行われる場合、合意できないと双方が同じ主張を繰り返す(実質的に新しい内容の無い主張を繰り返す)状態になることがある。その場合、いずれも新しい主張をせず、いずれも訴訟提起等をしないまま長期間が経過したとしても、実施者が(例えば3~4ヶ月に1度)FRAND条件でライセンスを受ける意思があることを表示し続けていれば「FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しない」と判断すべきではないと思料。逆に、特許権者がその実施者に対して訴訟提起等の法的手段に訴えることなく他の実施者等との交渉を優先したからといって対応が不誠実であると判断されるべきではないと思料。	ご指摘を踏まえ、II. A. 5. の記載を修正いたしました。
137	ADRについては、メリットとデメリットとの双方を説明した方が、バランスが良いと思料。また、ADRの様々な特徴はメリットにもデメリットにもなることを説明した方が良いと思料。例えば、当事者が独自の規則や手続きを柔軟に決められることができるというADRの特徴は、仮に当事者間で合意できればメリットになるが、仮に当事者間で合意できなければ手続きを巡って争いが長期化するというデメリットにもなり得る。	
138	ADRのメリットから説明がされているが、ADRに関して記載するのであれば、まずADRを利用する際に考慮すべき要素(紛争解決機関、要する期間、必要となる情報、解決し得る事項等)を概説した上で、ADRの実情に即してメリット、デメリットを説明する方が、当事者にとってより有用な情報になると思料。	ご指摘を踏まえ、II. A. 5. の記載を修正いたしました。
139	仲裁のデメリット、例えば両当事者の合意が必要、差止請求ができない、有効性の判断が難しい、過去の判断例がなく判断根拠も非開示である、仲裁の決定が当事者を拘束するものでない場合には交渉と訴訟の間に仲裁のプロセスを増やすのみでかえって時間と工数の増加に繋がり得る等も有用な情報なので、本手引きに記載する方が読み手にとっては良いと思料。	

140	ADRの活用が有効と一概に言えないケースもあるので、記載ぶりを検討すべき。	
141	特許庁として「有効です。」など、言い切ると裁判を介した和解交渉での訴訟対象特許以外の特許を含む多数の特許紛争の解決を否定しすぎると思料。	ご指摘を踏まえ、II. A. 5. の記載を修正いたしました。
142	仲裁のメリットとして、多数の特許を一括処理できる旨の記載がなされているが、一括処理できる理由も追記の方がより読み手の理解が進むと思料。ただし、仲裁にて有効性判断が可能なのか、可能としても特許権は各国登録されており、抵触性、有効性の判断のために多くの専門家を雇う必要もあり、一概に一括処理可能と言い切れるのか疑問。	ご指摘を踏まえ、II. A. 5. の記載を修正いたしました。
143	調停や仲裁においては国内外の特許を一括して処理することが可能である旨を追記することを検討されたい。また、具体的にどのような事例があるかを示すことが分かりやすいので、可能な範囲で具体例を記載することを検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 5. の記載を修正いたしました。具体例につきましては、ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
144	脚注33において、米国法曹協会の資料を引用して「仲裁は、一般的に効率性について訴訟よりも多くの利点を有するというコンセンサスが広く得られています。」との記載があるが、日本におけるコンセンサスの状況が不明であり、日本における特許関係の紛争解決についてそのようなコンセンサスが得られていることを示す資料も合わせて示すことが望ましい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 5. の記載を修正いたしました。
145	担保の提供について、これは日本の実務慣行ではないのであるから、本文で記載することは混乱を招く懸念がある。	
146	実務慣行上、欧州以外の地域で担保の提供がなされることはほぼないと考えられるので、誤解が生じないように、担保提供は欧州独自の慣行であり、他の地域の実務では用いられていないことを明記することを検討されたい。	当事者の主張のバランスの観点から原文を維持いたしますが、ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
147	「比例性の原則」は、その言葉からは意味が分かりにくいので、用語を見直すか、説明を補足するかされたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 5. の記載を修正いたしました。
148	脚注36について、SSOに対するFRAND宣言による効果が第三者にも及ぶことと、Unwired Planetに差止めを認めないこととの関係が不明確なので、記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえ、II. A. 5. の記載を修正いたしました。

149	差止請求権の行使を制限する根拠についての記述があるが、欧州では競争法という外的制約であり、日本では信義則という内的制約である。まったく根拠が異なる。この違いはその効果に於いて大きな違いがある。この違いはよりはっきりと述べた方が良いのではないか。	SEPIによる差止めが制限される根拠が各国によって異なることはII.A.5.に記載しているとおりであり、原文を維持いたしますが、ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
-----	--	---

番号	御意見	御意見に対する考え方
B. 効率性		
1. 交渉期間の通知		
150	交渉期間の目安を権利者に通知することは、望ましいと思料。但し、現状の実務がここまでやっているかという点、必ずしもやられていないと認識。記載ぶりを検討されたい。	
151	実施者が製品ライフサイクルを考慮した交渉期間の目安を権利者に通知することは、望ましいと思料。一方で、現状の実務がここまでやっているかという点、実際は必ずしもやられてはいない。	ご指摘を踏まえ、II. B. 1. の記載を修正いたしました。
152	交渉態度やライセンス交渉期間に関して製品ライフサイクルを考慮するのは適切ではない。	
153	交渉が長期することで、技術が陳腐化するわけではなく、損害賠償等の請求権の有効期間内であれば、投資の回収は可能なため、交渉の長期化と技術の陳腐化とライセンス契約の締結(投資の回収)の間の関係が少しわかりにくい。	ご指摘を踏まえ、II. B. 1. の記載を修正いたしました。
154	交渉期間の見通しは様々な要因が絡むため現実的には推定困難な場合が多いため、「不誠実」の判断には影響を及ぼさないことを明確にすべき。	ご指摘を踏まえ、II. B. 1. の記載を修正いたしました。
155	交渉期間の考慮要素として「異なる製品の数と対象となる製品の種類」と「製品の種類と性質」が挙げられているが、「製品の種類」という文言が重複して使われており、意図するところが明確ではないので、この点について明確となるような記載とされたい。	ご指摘を踏まえ、II. B. 1. の記載を修正いたしました。
2. サプライチェーンにおける交渉の主体		
156	通信分野においては、従来からライセンスの主体は製品メーカーである。手引きでは、「移動体通信事業者」について唐突に言及されており不自然であり、既に商慣習として製品メーカーがライセンスの主体となることが確立している業界において、あえて新たなライセンスの主体の可能性について言及することは、かえってライセンス実務に混乱を生じさせる要因となる。 移動体通信事業者は各国ごとに複数存在しており、特許権者は保有する当該国のSEPを対象にこれら各国の移動体通信事業者と個々にライセンス交渉を行わなければならない。一方、グローバルに事業を展開する製品メーカーに対しては、特許権者はグローバルなポートフォリオを対象にライセンス交渉を行うことが可能である。そのため、ライセンス管理やライセンス交渉の面で、移動体通信事業者がライセンス交渉の主体に適しているという記載は妥当ではない。	ご指摘を踏まえ、II. B. 2. の記載を修正いたしました。

157	<p>「最終製品メーカー(通信分野の場合は移動体通信事業者。以下同じ。)」からなる記述は、通信分野の場合、“最終製品メーカー”イコール“移動体通信事業者”と限定的に定義づけるものであるところ、これは明らかに本手引(案)利用対象者に誤認を与えるものであり、かっこ書きの削除など再考をすべき。</p>	
158	<p>「通信分野では、通信サービスの提供者である移動体通信事業者もライセンス契約の締結主体やライセンス交渉に参加する者の候補となり得ると考えられます。」との記述は、その実態を正しく反映しておらず、本手引(案)利用対象者に誤認を与え得るものと思料。</p>	
159	<p>通信分野のSEPIに係る最終製品の全てを移動体通信事業者が使用するには想定し辛く、移動体通信事業者以外の多種多様な事業者(有線電気通信事業者、CATV事業者、インターネット接続事業者、クラウドコンピューティング事業者、ECサイト運営事業者、データセンター運営事業者、IoT通信事業者などの「通信サービス提供者」)においても、係る最終製品を利用しているのが実態。仮に、製品ベンダーだけでなく、通信サービス提供者についても本手引き(案)で言及したいのであれば、誤認を避けるため、製品ベンダーと通信サービス提供者の定義を明確に分けて記述すべきと思料。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、II. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>
160	<p>移動体通信事業者は、詳細な製品仕様を知り得ず、最終製品ベンダーの協力なくしてライセンス交渉を進めることができない。移動体通信事業者は、特許権者と最終製品ベンダーの直接交渉に代えて、特許権者と最終製品ベンダーとの取り次ぎと意見調整を行うだけの立場となる。つまり、製品仕様の詳細を知らない移動体通信事業者が特許権者とライセンス交渉をすることは、特許権者と最終製品ベンダーとの直接交渉と比べて一段階多い間接交渉であり、効率的とは到底考えにくい手法である。</p> <p>さらに、近年は、仮想移動体通信事業者(MVNO)の台頭など移動体通信事業者の数も増加してきており、また、移動体通信端末(「携帯端末」)にあつてはSIMフリー端末の登場により、各最終製品ベンダーが一般消費者に携帯端末を直接販売するケースも増加するなど、移動体通信事業の利害関係も複雑化かつ多様化している。こうした現況を踏まえても、特許権者が移動体通信事業者とライセンス交渉の方が効率的とは言い難いものと思料。</p>	

161	<p>現在の商習慣では、特許保証によりサプライチェーンが安定を保っていると言える。手引き案には、「サプライチェーンの中のどのレベルの主体を選んでライセンス契約の締結を目指すかは、まずは特許権者が決定する立場にある」との記載があるが、実際は、特許権者がサプライチェーンの川下企業に権利行使をした場合は、特許保証に基づいて適切なサプライヤが対応する。すなわち、侵害行為を完成させた行為者が、特許権の処理をすることが現在のサプライチェーンを支える根本的な考え方として機能している。</p> <p>しかしながら、今回の手引き案には、川下企業を交渉の主体としてサプライヤと同列に扱っている記載や川下企業を交渉の主体とすることを前提としている記載が見られる。このような記載は、既存のサプライチェーンに混乱を生じさせ、また、川下企業として新規参入を企図する企業に誤った先入観を与えることとなり、標準技術の採用をためらわせ、標準技術の普及を妨げることになる懸念がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、II. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>
162	<p>特許が部品等に閉じず、最終製品のみが特許を侵害している場合には、最終製品メーカーのみがライセンス契約の締結主体となりうるということが明確になるようにしてほしい。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、既にII. B. 2. に記載されており、原文を維持したいと考えます。</p>
163	<p>様々な業種の企業が情報通信分野の標準規格を利用するとしても、実際に情報通信技術を実装するのは通信モジュール等である場合が多く、依然として通信業界内で解決されるべき特許権が多いのが実態。無用に最終製品メーカーを巻き込むことは、FRAND義務で要求される「効率的な交渉」の妨げとなり、推奨すべきでない。</p>	<p>II. B. 2. の記載は、ご指摘のような趣旨ではなく、原文を維持したいと考えます。</p>
164	<p>特許権の請求範囲に属する技術を製品に実装する者でなければ、特許権の適切な技術的評価が困難であることから、当該実装を行う者がライセンスを受ける方が、FRAND義務で要求される「効率的な交渉」に資する。また、ここでいう請求範囲に属する技術を特定する際には、発明の本質的な部分に限定するべきであり、一般的な構成要素については、その範囲に含めるべきではない(特許権の請求範囲が形式的に最終製品となっていることのみをもって、最終製品メーカーがライセンスを受けるべきと考えるのは適切ではない。)</p>	<p>ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>
165	<p>「いずれにしても・・・差止請求が認容されるリスクがあるため留意が必要です。」について、唐突に「差止請求が認容されるリスクがある」という記述は誤解を招く可能性がある。また、誰が何に留意するのか不明瞭。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>
166	<p>サプライチェーンの誰が交渉の解決者となるかについては、FRANDの「非差別的」が影響する可能性があるため、「非差別的」(ライセンス相手を差別しない)についてもふれておくのが望ましいと思料。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、既にII. B. 2. に記載されており、原文を維持したいと考えます。</p>

167	<p>所謂「二重取り」の問題については、サプライチェーンの中で、その特許権の技術的範囲に含まれる製品を製造し、初めて侵害行為を形成した製品ベンダーが予見性の観点からもライセンス処理をするのが、二重取りの問題を回避するための基本的な指針ではないかと思料。最終製品メーカーが交渉するならば、却って、予見可能性を低くし、SEPを巡る紛争の未然防止及び早期解決の目的に反する結果になることを危惧。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>
168	<p>最終製品メーカーが交渉を行うことで、「交渉コストを削減できる」とあるが、特許権者の交渉コストだけを前提としている記載である。実務に照らすと、特許権者と最終製品メーカーの契約後、最終製品メーカーとサプライヤー間での補償責任交渉があり、この部分のコストが一切考慮されていない。補償責任交渉に要する交渉コストを考慮すれば、かえって交渉コストが増加し得る。当該交渉は、純粋な特許侵害責任とは別の要素も絡んでおり、本来、FRAND宣言された特許に関する損害賠償を負担すべき額を超える歪んだ結果を招く場合もある。ライセンス交渉の主体は、特許権者の請求範囲に属する技術を製品に実装する者になるべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>
169	<p>特許権者と実施者のそれぞれの主張とメリットのみが記載されているが、当事者がそれぞれのメリットのみを主張すると交渉は解決に向かわない。例えば、特許権者が最終製品メーカーとライセンス交渉を行う場合、技術のわからない最終製品メーカーは、サプライヤーを巻き込んで交渉する必要があり、サプライヤーが複数ある場合は、全てのサプライヤーと調整することになるため交渉コストは高くなる。また、最終製品メーカーがサプライヤーを巻き込まずに交渉する場合は、サプライヤーが締結しているライセンス契約の有無を知ることができないため、二重取りの問題が明らかでないまま交渉に対応することになる。このような特許権者のメリットの裏側にある実施者のデメリットを併記すれば、当事者間で相互に理解が進むこととなり、有効な手引きになるものと思料。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>
170	<p>効率性という大枠を設定しながら、小項目のタイトルとして「効率性の観点からの整理」と記載することには違和感がある。また、効率性は、誰が交渉に関与するべきかという観点から整理するべきであり、さらに、関与の方法として、交渉の主体になる方法と交渉の支援者となる方法があることを踏まえて、記載を整理されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>
171	<p>ライセンス交渉は当事者間で行われる。両当事者は全くことなる利害関係を有しており、仮に間接的な参加者が加わると、当事者同士の交渉の無用な混乱と遅延をもたらす恐れがある。もし当事者に於いて、当該技術についての知見がない、あるいは交渉に不慣れであるなどの限界があれば、その分野に詳しい弁護士・弁理士を代理人に加え、対応すべきである。なお、交渉相手方が同意すれば、例外として、参加することを認めることもあるという立て付けの方が迅速な解決に資する。安易な当事者参加は認めべきではない。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>

172	最終製品メーカーが主体となるライセンス交渉へのサプライヤの参加にも言及している。しかし、サプライヤの立場に立つと、決定権を持つ最終製品メーカーの意向が大きく、適切な交渉戦略の実行、十分な交渉ができただけでなく、参加をもって補償を要求されるおそれもある。また、サプライヤも紛争対象となっている技術に係る部品を購入して組み込むだけの場合もあり、必ずしも技術的知見を有しているとは限らない。そのため、交渉支援は、サプライチェーン内の弱い立場の者をより不利な状況に追い込む可能性もあり、必ずしも望ましいとは限らない。	ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。
173	技術の詳細を知るサプライヤーが交渉に直接参加することは効率的な場合もあるが、単にサプライヤーだというだけで交渉に直接参加しても必ずしも効率的ではない場面も存在する。また、サプライヤーの交渉参加によるデメリットも考えられるため、記載ぶりを検討されたい。	
174	「直接参加することが効率的です。こうした場合には、これらの者が」について、「効率的」と決めつけるのは行き過ぎで、包括的に話をすることが効率的な場合もある。また、「これらの者」は不明瞭。	ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。
175	最終製品メーカーが全責任を中間部品メーカーに負担させることが慣行的に行われると、最終製品メーカーの市場支配力を更に強化させる結果となり、また中間部品メーカーのIoT分野への参入や技術開発促進の委縮が懸念される。ライセンス料の負担は、特許権の請求範囲の発明の本質的部分に応じて、適切に決めることにより、法人間の公平なライセンス料の負担がなされるべきである旨を明記すべき。	ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。
176	「特許補償契約において、サプライヤーがライセンス交渉に関与する機会を与えられなかった場合には、サプライヤーはライセンス料を負担する責任はない旨の条項を盛り込むことが合理的という考え方もあります。」とあるが、機会を与えられたとしても、ライセンス料が部品販売価格に比べ過大となってしまうことが懸念される。	ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。
177	「サプライチェーン内でどう分担するかが問題となります」について、必ず問題になるとは限らないと思料。	ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。
178	「ライセンス料の負担の分配」について、権利者と実施者との間の関係ではなく、実施者と実施者との間の企業間取引に関するもの。本手引きがSEPを対象としていることから、SEPから離れる企業間取引にまで言及することが妥当か、若干の懸念を持った。ただし、記述内容に誤りや実務との齟齬があるものではないと思料。	特許補償契約の実務の存在を認識しておくことは交渉においても有用と考えられるので、原文を維持したいと考えます。

179	最終製品メーカー、商社及び部品メーカー間でFRAND 宣言がなされた特許のライセンス交渉及びロイヤリティ支払の在り方を巡って争われた事案における裁判例として知的財産高等裁判所平成27年12月24日判決(平成27年(ネ)第10069号売買代金請求控訴事件)があるので、参考として追記することを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 2. の記載を修正いたしました。
3. 機密情報の保護		
180	誠実性にも関連するものであるため、相互参照可能にするか、又は一つにまとめることを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 3. の記載を修正いたしました。
181	秘密保持契約を締結して、必要な情報を開示することが、効率性に資する反面、秘密保持契約が遵守されないリスク及び適切な条項の起案に困難が伴うことがあり得ることと共に、必要に応じて弁護士のアドバイスを受けるべきであることを記載されたい。	ご指摘を踏まえて、I. B. の記載を修正いたしました。
182	本手引書はSEPのライセンス交渉に向けて書かれたものであって、特許が半導体の設計図、ソフトウェアのソースコード、や製造方法に関するものであれば、もはやSEPではないと思われるので、記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 3. の記載を修正いたしました。
183	実施者が機密の技術情報を開示することが当然と読めるような記載にならないようにしてほしい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 3. の記載を修正いたしました。
184	「クレームの用語と標準規格書の対応箇所との関連の説明」が特許権者の機密情報とされているが、いずれも公知情報であるため機密情報と見なすべきでない。	ご指摘を踏まえて、II. A. 1. の記載を修正いたしました。
185	通常のNDAでは、秘密保持義務を負う期間や、機密情報から除外される情報も、必ず議論の対象となると思料。	ご指摘を踏まえて、II. B. 3. の記載を修正いたしました。
186	ここでは、実施者側の機微情報、特許権者側の機微情報および交渉結果についてそれぞれ秘密保持の対象となりうると記載されているが、当事者にとって、「交渉の過程・内容」についても、これらと同等かそれ以上に秘密保持の要請が大きいと思料。一連の交渉のどの時点でどのように開示したか等の事実は、事業や特許に対する事業者の考え方や姿勢等を読み取るうえで極めて重要であることが多いという実態があり、交渉経緯の一部のみを意図的に切り取って開示等されることのないように、交渉内容全体を秘密とするケースが多いものと思料。そういった実務の実態にも触れてほしい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 3. の記載を修正いたしました。

4. 交渉の対象とする特許の選択		
187	代表特許で議論することと、サンプルを抽出してポートフォリオの価値評価をすることは、必ずしも一連のプロセスではないと思料。また、件数が多い場合には、代表特許で議論することが多いと思うが、必ずそうするとまでは言えない。サンプルを抽出してポートフォリオの価値を評価することについても同様。	ご指摘を踏まえて、II. B. 4. の記載を修正いたしました。
188	「10～15件の代表的な特許」について、10件を最小とするような印象を与えるが、実務上、もっと少ない件数で議論はできるため記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 4. の記載を修正いたしました。
189	選択した特許を代表とした理由を説明することは望ましいとは考えるが、必ずしも必要ではないため、本説明を怠ったことで「誠実な交渉がなされていない」として交渉が長期化することは望ましくない。	ご指摘を踏まえて、II. B. 4. の記載を修正いたしました。
190	議論の対象にならなかったSEPも含めてライセンス契約を締結することが実務上効果的と思料。	ご指摘を踏まえて、II. B. 4. の記載を修正いたしました。
191	実施者がパテントプールからライセンスを受ける特許を選択できるパテントプールもあることを記載してほしい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 4. の記載を修正いたしました。
5. ライセンス契約の地理的範囲		
192	「地域によってライセンス条件を異なるものとすることもあります」について、異ならしめることは非差別的ではないという意見もあるので、記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 5. の記載を修正いたしました。
6. プールライセンス		
193	ロイヤリティの二重取りとならないような仕組みを有するプールも現状ある。また、ロイヤリティの二重取りとなる恐れがあるからといって、それがライセンス交渉の「効率性」を直接左右するものではないと考える。	ご指摘を踏まえて、II. B. 6. の記載を修正いたしました。
194	パテントプールによる二重取りは実務上ほとんどないので、表現等を工夫されたい。	

195	「・・・ロイヤルティの二重取りとなるおそれがあり、パテントプールかが必ずしもライセンス交渉の効率性を高めることにはならないとの意見もあります」の記載に併せて、既に個別にライセンスを行っている特許権者がパテントプールにも参加している場合、実施者は、ロイヤルティの二重払いを防止する仕組みがパテントプールに存在することを確認の上対処することが肝要であることを記載しておくことが望ましい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 6. の記載を修正いたしました。
196	クロスライセンスは、事業者同士で行い、パテントプール管理団体とクロスライセンスを結ぶことはない。パテントプール管理団体ともクロスライセンスできるとの誤解を招く恐れがある。記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、II. B. 6. の記載を修正いたしました。
197	「また、クロスライセンスによる解決を目指す実施者にとっては、パテントプール管理団体は発明の実施主体ではないため、必ずしも効率性を高めることにはならないという意見もあります」について、そもそもクロスライセンスとは事業者同士が行うものであり、パテントプール管理団体とクロスライセンスを結ぶことはない。この記載があると、パテントプール管理団体ともクロスライセンスできるとの誤解を招く恐れがある。記載ぶりを検討されたい。	
198	「クロスライセンスによる解決を目指す実施者にとっては・・・」との記載の部分では、読者がパテントプール管理団体ともクロスライセンスできると誤解する可能性もあるので、記載ぶりを検討されたい。	
199	「クロスライセンスによる解決を目指す実施者にとっては、パテントプール管理団体は発明の実施主体ではないため、必ずしも効率性を高めることにはならないという意見もあります。」については、この記載だけでは手引きとして機能しないという懸念がある。	
200	パテントプールでの解決とクロスライセンス等による二者間での解決とは、どちらが正しいという性格のものではなく、実施者が自身の実施の実情に従い、より相応しい方法を適宜選択するというものである。手引きにあっては、この点を踏まえ、パテントプールの現状、メリット、デメリットについてポイントを記載し、実施者による選択の際の参考の用の供するのが望ましい	ご指摘を踏まえて、II. B. 6. の記載を修正いたしました。
201	パテントプールのメリットを改めて強調したい。 パテントプール形成活動に於いては、その分野がビジネス上重要で、多くの当事者が関係する場合には、自身がSEP権利者である場合は、特にプール形成会議での議論にはできるだけ参加すべきである。なぜなら、将来そのプールに参加しない場合であつて、多くのSEP権利者とさまざまな議論をすることにより、将来のライセンス交渉を睨んでの質の高い情報を事前に入手することができるからである。パテントプールは最大の情報収集の場と認識すべきである。パテントプール形成活動に参加することのメリットとデメリットはより冷徹に検証すべきである。	ご指摘を踏まえて、II. B. 6. の記載を修正いたしました。

202	<p>パテントプールでは交渉は管理会社が行うもののライセンスに応じない実施者に対する訴訟は特許権者でなければ行えない場合がある。そのような場合に、管理会社が適切な交渉を行っていた場合には、「特許権者」による交渉とみなされるべきと史料。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、II. B. 6. の記載を修正いたしました。</p>
<p>7. SEPの透明性向上</p>		
203	<p>透明性の要求が過大であれば、必ずしも効率的なライセンス交渉にはつながらず、透明性向上の手間若しくはリスク負担についても、特許権者と実施者とのバランスが重要と考えられる。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、II. B. 7. の記載を修正いたしました。</p>

番号	御意見	御意見に対する考え方
Ⅲ. ロイヤルティの算定方法		
204	シンプルなライセンス契約であっても、ロイヤルティの算定は難しい問題であり、本手引きに詳細を記載することの有益性に疑問。有益性を持たせるためには、ロイヤルティの減額を求めるためのロジックをまとめて示し、例を挙げて説明する等の方法があり得るので、十分に検討されたい。	代表的な考え方を紹介することは当事者にとって有用であると考えられるので、原文を維持したいと考えます。
205	一般的に、ロイヤルティの算定に当たっては、a) 特許の実施についての技術的な解釈（特許請求の範囲の記載によって判断）と、b) 経済的な解釈の両面を検討することが必要であることを指摘したい。SEP交渉においては、標準規格を採用することにより、通常の製品と比して経済的なメリットの検討がより要求されるものであり、本手引きで上記両面の検討の必要性を示すことが、SEP交渉に新たに参加する当事者に対して、現在のSSPPU、EMV等の議論を理解する助けになるものと思料。	ご指摘の点を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
206	脚注50)でジョージアパシフィックファクター(GPF)の記載があり、その他の脚注でもGPFの番号への参照の記載があるので、GPFとその15個の要素の内容について、最初にまとめて説明しておいたほうが良い。	ご指摘の点を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
A. 合理的なロイヤルティ		
1. 基本的な考え方		
2. ロイヤルティベース(算定の基礎)		
207	EMVを採用することについて、「大きな異論はありませんでした」と手引きの中で言い切るよりは、肯定的な意見があった、とした方が認識に合う。	
208	「通信技術が・・・EMVを採用することについて大きな異論はありませんでした」について、EMVを採用することについて肯定的な意見があったことは認識しているが、「大きな異論はありませんでした」と手引きの中で言い切ってしまうのは不適切と思料。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 2. の記載を修正いたしました。
209	通信技術が製品の機能の一部を占めるに過ぎない製品についてSSPPUとEMVのいずれを採用すべきかについて激しい議論が展開されている旨の記載があり、その製品の事例としてスマートフォンと自動運転車を挙げられている。しかし、現実にはスマートフォンであってもEMVが適用されるケースが見られ、これと同列で例示されることによって、現在の慣例が将来的に自動運転車に関するライセンス交渉に影響を与えることを懸念。スマートフォンと自動運転車を区別して例示することを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。

210	「しかし、通信技術が製品の機能の一部を占めるに過ぎないようなスマートフォンや自動走行車などが出現するようになるにつれて、SSPPUとEMVのいずれを採用すべきかについて激しい議論が展開されるようになっていきます。」という記載について、自動化のレベルによっては通信技術を用いない「自動走行車」も存在するのに、「自動走行車は必ず通信技術を使う」と読み手に誤解を与えるおそれがある。	ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
211	SSPPUとEMVの議論については、米国においてEMVをベースにして高額なロイヤルティを認めた裁判例が存在することが議論の背景にあることを明記しなければ、なぜ問題が生じているのかが理解しにくいので、この点について記載をすることを検討されたい。	当事者の主張のバランスの観点から原文を維持いたしますが、ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
212	「SEPの技術によって与えられる真の価値を反映することにはならないと考えられます」について、あくまでも一つの意見と史料するので、書きぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 2. の記載を修正いたしました。
213	実務上、EMVの考え方は不当にロイヤルティが高額になる傾向があるため、SSPPUの考え方を推奨すべき。	当事者の主張のバランスの観点から原文を維持いたしますが、ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
214	米国裁判例を中心に考え方が示されているが、我が国の裁判例である知的財産高等裁判所のApple対Samsung事件判決について、脚注にて説明するのではなく、本文にて分かり易く説明することを検討されたい。	諸外国の裁判例をバランス良く参照するという観点から、原文を維持したいと考えます。
215	ロイヤルティベースに関連して、SSPPUとEMVが対比的に説明されている。現行案の対象はSEPライセンス交渉であるので、一般的な特許侵害の損害賠償における「合理的実施料」(reasonable royalty)とは区別して説明した方がよい。極めて限定的なSEPライセンス交渉という文脈に、複雑な米国の損害賠償の法理(合理的実施料)を適用して説明することは、読者を迷路に誘い混む恐れがあるので、最低限の記述にとどめるべきである。	ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
<b>3. ロイヤルティレート(料率)</b>		
216	「2つのアプローチは、相矛盾するものではありません」について、相矛盾する主張も見られるので、記載ぶりを検討されたい。	2つのアプローチを併用している裁判例があることから、原文を維持したいと考えます。
217	ボトムアップ型の考え方の方が明快との記載も読めるが、最近のTCL v Ericssonの判決においても、トップダウン型の考え方を中心に料率を算定しており、比較可能な料率が既に存在する場合でも、トップダウン型をとるべきとの考え方もある旨も明記すべき。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. 冒頭の記載を修正いたしました。

218	料率の算定方法として、ボトムアップ型とトップダウン型が提示されているが、それぞれの方式の長所や短所、適用可能性などについては踏み込んだ言及がなされていない。トップダウン型はSEPライセンス普及を妨げる最大要因である「累積実施料」の問題を解決するため、現在最も注目される算定方式である。全ての問題がそれで解決する訳ではないが、ボトムアップ型を補完手段として組み合わせる方法が有力視されている。このような現状を記載に含めることで読者に今後の判例の方向性を示すことができると思料。Unwired Planet判決とTCL判決の事例をトップダウン型の代表的な判例として本文中に記載したらどうか。本文記載で重み付けができ、脚注で引用されている他の判例とは差別化できるのではないか。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. 冒頭の記載を修正いたしました。
219	ボトムアップ型とトップダウン型のいずれかが唯一の算定方法ではないということを、明記すべき。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. 冒頭の記載を修正いたしました。
220	「比較参照するのが明快だと考えられます」について、「明快」とは、「はっきりと道筋が通っている」という意味であるが、「まずその料率を比較参照すること」は必ずしもはっきりと道筋が通っているとはいえない。記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. 冒頭の記載を修正いたしました。
a. ボトムアップ型のアプローチ		
221	「同一あるいは異なる標準について他者が」について、「同一あるいは類似の標準について他者が」の誤記ではないか。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. a. 冒頭の記載を修正いたしました。
(a) 同じ特許権者による比較可能なライセンス		
222	「完全に類似している」の意味が不明なため、記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. a. (a)の記載を修正いたしました。
(b) 第三者の比較可能なライセンス		
223	第三者との特許件数の比較による適切な料率の算出可能性について触れられているが、一般的な常識からは考えられないレベルの数で分割出願を行って特許の件数増しを行っている企業も存在するという現実があり、SEP交渉に新たに参加する当事者に対しては、そのような状況が存在することにつき注意を喚起するとともに、特許の価値の評価のための特許分析(審査経過等)の重要性を指摘することが望ましいと思料。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. a. (b)の記載を修正いたしました。

224	FRANDロイヤリティを定めるために、第三者の比較可能なライセンスは極めて重要である。米国にはディスカバリー制度があり、容易に多くの事例からGPF(ジョージアパシフィックファクター)を使いながらライセンス料率が策定できる。また、中国のように外資企業も含め、ライセンス契約については登録義務があり、巨大なデータベースが存在する国では、容易に比較可能なライセンス資料が入手できる。残念ながら我が国では、そのいずれの手段も同様には存在しない。SEPにおいては第三者の比較可能なライセンスの入手はきわめて重要であることを考えると、将来への課題とすべきである。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. a. (b)の記載を修正いたしました。
(c) パテントプール		
225	パテントプールについて、二重取りのリスクやクロスライセンスでの解決を図る実施者には必ずしも効率性を高めるものではない旨を記載している点について歓迎。	手引きの内容にご賛同いただく意見と史料いたします。
226	価値の有無や貢献度の大小は、様々な主張が可能であり、それらを分析することは困難であり、ましてや当事者間で合意できるとは思われない。その点、記載してほしい。	ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
227	パテントプールのライセンス条件が常に比較対象となるわけではないことに留意をする必要があることが指摘されているが、その根拠として、パテントプールにおいては原則として権利の有効性が判断されていないことや、パテントプールの多くにおいては特許数に基づいてライセンスの配分を行うため、ライセンサー間で分割競争が生じ、通常の特許ではおよそ考えられないような多くの分割特許を含むプールが存在することを指摘することを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. a. (c)の記載を修正いたしました。
228	「特許権者が保有する・・・における料率よりも低くなります」について、このような実務実態はないと史料。	
229	パテントプールは相対的に低いロイヤリティに設定されている可能性があることにも留意が必要である旨の記載があるが、必ずしもそうとは言い切れず、DVD6CやOneBlueのようにパテントプールの料率が高額の場合もある。本記載はパテントプールが料率を料率の判断時に比較する基準として挙げていることから、誤解を与える記載は避けるべき。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. a. (c)の記載を修正いたしました。
230	プールライセンスが対象とする標準規格における必須特許及び必須特許権者のカバー率が高く、実施権者の契約率が高い場合には、市場における公平な競争が確保されており、ロイヤリティレートの妥当性が担保されているとも言える。よって、プール運営会社は必須特許権者と協議の上、このような状態が維持されるように、適宜主体的にライセンス条件の調整を図る管理機能が要求される。	ご指摘の趣旨は、既にⅢ. A. 3. a. (c)に記載されており、原文を維持したいと考えます。

b. トップダウン型のアプローチ		
231	比較可能なライセンスが無い場合、トップダウン型アプローチを使用するとされているが、他の算定方法も存在すると理解。書きぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 3. b. の記載を修正いたしました。
4. 料率を決定するその他の考慮要素		
a. ロイヤルティ料率を受け入れたライセンシーの数		
232	ライセンシーの数(絶対数)は、対象とする規格、ライセンス活動の活動期間等によって大きく異なることに留意すべきであると考え。ライセンス活動当初は当然既存ライセンシーの数が少なく、競合他社が未だライセンス取得をしていないことを理由にライセンス契約を拒む実施者も存在し、そのことがホールドアウト状態を形成する一因となっているとも言える。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 4. a. の記載を修正いたしました。
b. ライセンスの範囲		
233	「ライセンスの性質が独占的か非独占的か」が挙げられているが、標準必須特許のライセンスの分野で独占的なライセンスが問題となることは考えにくいので、考慮要素から削除することを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 4. b. の記載を修正いたしました。
c. 特許の必須性・有効性・侵害の該当性		
234	一般的に、SEP をポートフォリオとしてライセンスするような交渉においては、当初より、ポートフォリオに含まれる各特許権の存続期間のばらつきや将来ポートフォリオに新たに特許権が追加される可能性を考慮したオファーが特許権者によりなされることが多いため、常にライセンス交渉において考慮されると解釈されるような表現は誤解を招くと思料。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 4. c. の記載を修正いたしました。
235	当事者間の交渉において、必須性、有効性、侵害の該当性に関する議論がある場合であっても、訴訟リスク、コスト、標準規格の将来の実施を考慮してライセンス契約を締結する場合も多く見られる旨の記載がある。事実ではあるが、互いに十分な議論をしつくしてもなお議論が平行線であり、互いの言い分もそれなりにある場合に、契約という判断をする場合もあるという前提を記載すべき。ライセンス交渉に不慣れな読み手の場合、訴訟リスク等があれば実施に関わらず契約締結を推奨していると誤解しかねない。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 4. c. の記載を修正いたしました。
d. 個々の特許の価値		
236	「プロラタが多いのが現状」だとは言い切れなと思料。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 4. d. の記載を修正いたしました。

e. 交渉経緯		
237	<p>特許権者は訴訟前はロイヤルティを割引で提示し、訴訟後は高額なロイヤルティを請求する旨や、自らライセンス取得を求めてきた実施者には相応のディスカウントを行う旨が記載されている、しかしながら、SEPでなければこのような考え方もあり得るかもしれないが、FRAND宣言しており、公平、合理的、非差別的な条件で広くライセンス許諾をしなければならないSEPIにはなじまないと思料。このような考え方もある事実を追記してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 4. e. の記載を修正いたしました。</p>
238	<p>訴訟前のロイヤルティを割引で提示することが、「一般」とまで普遍化して良いか疑問。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、Ⅲ. A. 4. e. の記載を修正いたしました。</p>

番号	御意見	御意見に対する考え方
B. 非差別的なロイヤルティ		
1. 非差別性の考え方		
2. 用途が異なる場合のロイヤルティ		
239	料率や額が異ならなければならないとする積極的な理由はなく、最終製品が異なったとしても料率や額が実質同一となることもあり得るので、記載ぶりを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. B. 2. の記載を修正いたしました。
240	料率等が特許の貢献度合いに応じて決められることが多いとしても、それが「原則」であるとまでは言えないと思料。	
241	異なる対象製品に対するロイヤルティについては、そもそも差別的であるか否かの論点ではなく、比較対象として不適切であるとの見解があることを本手引きにおいて示すことが妥当であると思料。	ご指摘を踏まえて、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
242	用途が異なればロイヤルティが異なってよい場合の具体例(Wi-Fi技術の例、自動運転車、遠隔手術、スマートメータの例)を挙げているが、用途が異なってもロイヤルティが同一である場合も具体例も同様に挙げた方が、バランスとして良いと思料。同一の特許について用途が異なる場合を想定しているのか、若しくは、用途によって使用される特許の有無およびその数が変わることを想定しているのか、即ち、Wi-Fi技術の例は、「内蔵バッテリーを用いないデスクトップコンピュータ」が電力消費を効率化する特定の特許を使用していないという例なのか、若しくは、使用してはいるものの「バッテリー駆動のモバイルデバイス」に比べて製品に対する貢献度合いが低いという例なのか、が分かりにくい。また、自動運転車、遠隔手術、スマートメータの例でも、「同一の標準技術を使用している」にもかかわらず、「その技術の性能の一部のみ」しか利用しないという状況が想定されているのか、若しくは、単に用途によって使用されている特許の有無およびその数が異なるということなのか、それとも同一の特許が使用されながらも用途が異なることによって利用される性能の程度が変わってくるということなのか、分かりにくい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. B. 2. の記載を修正いたしました。
243	サプライヤは、提供する部品が川下企業のどのような製品に使用されるか把握できないため、川下企業が交渉の主体となることを前提にしている。第30頁には、これらの例のみが記載されており、サプライヤが交渉の主体となる例(すなわち、製品に関わらずロイヤルティが同一となる例)が記載されていないため、新規参入する企業に誤った先入観を与える懸念がある。	

244	<p>使途(貢献度)が異なる場合のロイヤルティの在り方については、本手引き(案)にも記載されているように、様々な考え方がある。本手引きが法的拘束力を持つものではないとは記載されているものの、様々な考え方があるといいながらも、使途(貢献度)が異なればロイヤルティが異なってもよいという具体例(Wi-Fi技術の例、自動運転車、遠隔手術、スマートメータの例)だけを殊更に挙げることは、御庁がそのような考え方を推奨していると受け止められ兼ねないため、むしろ例を挙げない方が適切であると思料。</p>	
245	<p>標準技術の性能を最大限享受している製品その技術の性能の一部のみを利用しているに過ぎない製品との間で特許権者がロイヤルティに差を設けることは差別的ではないとする見解が紹介されており、情報通信技術の分野における実例として自動運転車が挙げられている。自動運転車であっても、走る・曲がる・止まるを基本性能とすることに変り無く、通信技術は車両全体で見ればそれを構成する数ある技術の一部に過ぎない。当該記載が、自動運転車に関わるライセンス交渉において当事者をミスリードすることを懸念。「自動運転車」を実例から削除することを検討されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、Ⅲ. B. 2. の記載を修正いたしました。</p>
246	<p>「また、情報通信技術の分野においては、同一の標準技術を使用している製品であっても、その技術の性能を最大限享受している製品(自動運転車、遠隔手術など)と、その技術の性能の一部のみを利用しているに過ぎない製品(スマートメータなど)との間で、特許権者がロイヤルティに差を設けることは、差別的ではないとする見解もあります。」という記載について、「自動運転車」は主に走行時にのみ情報通信技術を利用するのに対し、「スマートメータ」は常に情報通信技術を利用していること、「自動運転車」は情報通信技術だけではなく、自動運転車内部の処理技術等によって成立するものであることから、「自動運転車」は「スマートメータなど」に比べて情報通信技術の性能を最大限享受している製品とは一概には言えないと思料。</p>	
247	<p>使途によりロイヤルティが異なる例が記載されているが、いずれも特許権者が多額のライセンス料のために主張する理屈であり、公平性、中立性に欠けるため、実施者の視点でも例示すべき。</p>	

番号	御意見	御意見に対する考え方
C. その他		
248	ペイドアップ(所定の金額又は期限までロイヤルティを支払った後は支払い義務がない)や、ランニングロイヤルティの率の増減調整といったバリエーションについても多面的に記載することを検討されたい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. C. の記載を修正いたしました。
249	他に、「過去分と将来分」、「ボリュームディスカウントとキャップ」という方式もある。	
1. 定率と定額		
250	一般的に、ライセンス契約を締結するにあたっては、将来の製品価格の変動の影響も考慮して判断することが一般的であり、それは、特許権者にとっても実施者にとっても同様なので、その注意喚起のための表現とするのが適切であると思料。また、実施者が、契約締結したロイヤルティの額を踏まえて製品価格を設定することも一般的であり、結果としてロイヤルティが高額過ぎるか否かは契約時のロイヤルティの額の問題ではなく、実施者の製品価格の設定の問題が大きいと思料。あたかも、定額のロイヤルティが将来的に高額過ぎる結果につながることのみを連想させるような表現は誤解を招くので修正を検討されたい。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. C. 1. の記載を修正いたしました。
2. 一括払いとランニング方式		
251	研究開発投資の回収の可否は、特許ライセンスだけの問題ではありませんので、修正が必要と思料。例えば、技術トレンドが変化して特許発明が利用されなくなるような場合には、ロイヤルティの額にかかわらず、研究開発投資は難しくなるが、その問題をロイヤルティの額と結び付けて論じることはかなり乱暴と思料。	ご指摘を踏まえて、Ⅲ. C. 2. の記載を修正いたしました。